

制度概要

資格要件	事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する中小企業者です。なお、棚卸資産を担保とする場合は法人に限ります。	
資金使途	事業資金	
保証金額	2億円以内(ABL1およびABL2の保証残高を含む)	
保証割合	80%(部分「割合」保証)	
保証形式	根保証 または 個別保証	
貸付形式	根保証の場合：当座貸越	個別保証の場合：手形貸付
保証期間	根保証の場合：1年 ただし、更新により延長することができます。 個別保証の場合：1年以内	
返済方法	根保証の場合：約定弁済または随時弁済	個別保証の場合：一括弁済
貸付金利	金融機関所定利率	
担保	売掛債権または棚卸資産	
保証人	法人代表者のみ	
保証料率	0.68%	

本制度利用上のご留意点

- 担保としている売掛債権残高や棚卸資産の種類・数量等を3か月に1回以上、お申込金融機関に報告していただく必要があります。また、棚卸資産を担保とした場合は、1年に1回以上、お申込金融機関による立会いでの棚卸資産の状態の確認をお願いします。
- 売掛債権及び棚卸資産の売上代金が入金される口座を金融機関に届け出ていただけます。また、個別保証の場合は、原則としてお申込金融機関名義の別段預金口座に売掛先からの振込みをしていただきます(当該入金は借入金の返済に充当いたします)。
- 金融機関が必要と判断した場合、金融機関は新たな貸越の一時中止や回収口座からの出金停止措置をとることができます。
- 担保管理事務の対価として、金融機関は担保管理手数料を徴収することができることになっています。
- 債権譲渡登記をした場合で、金融機関が必要と判断したとき、金融機関は売掛先に対して債権譲渡通知(登記通知)を行うことがあります。
- 動産債権譲渡登記や売掛先への通知によって、お取引の中止、その他お取引先とのトラブル等が発生した場合、当協会は責任を負いません。
- 売掛先に関する情報について、当協会は守秘義務を負っているため、お知らせいたしません。
- 棚卸資産を担保としている場合は、償還不能時に在庫を換価処分することがあります。

事業所一覧

本店 〒104-8470 中央区八重洲2-6-17	錦糸町支店 [担当地域] 墨田区・江東区・江戸川区 〒130-0013 墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル4階 TEL 03(5608)2011 FAX 03(5608)2320	葛飾支店 [担当地域] 葛飾区 〒125-0062 葛飾区青戸7-2-5 東京都城南地域中小企業振興センター3階 TEL 03(5680)0801 FAX 03(5680)0807
八重洲支店(本店内) [担当地域] 千代田区・中央区・港区・島しょ TEL 03(3272)3151 FAX 03(3272)3155	新宿支店 [担当地域] 新宿区・中野区・杉並区 〒160-0023 新宿区西新宿6-3-1 新宿アイランド・ウィングビル3階 TEL 03(3344)2251 FAX 03(3344)2390	大田支店 [担当地域] 大田区 〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 東京都城南地域中小企業振興センター3階 TEL 03(5710)3610 FAX 03(5710)3091
経営支援課(本店内) (担保に棚卸資産が含まれる場合) TEL 03(3272)3084 FAX 03(3272)1970	千住支店 [担当地域] 足立区・荒川区 〒120-0036 足立区千住仲町40-10 住友生命北千住ビル2階 TEL 03(3888)7231 FAX 03(3888)7293	立川支店 [担当地域] 八王子支店担当地域以外の多摩地区 〒190-0012 立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル5階 TEL 042(525)6621 FAX 042(525)8712
池袋支店 [担当地域] 豊島区・板橋区・練馬区 〒170-0013 豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル8階 TEL 03(3987)5445 FAX 03(3987)7523	上野支店 [担当地域] 台東区・文京区・北区 〒111-0041 台東区元浅草2-6-7 マタイビル5階 TEL 03(3847)3171 FAX 03(3847)3191	八王子支店 [担当地域] 八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市 〒192-0046 八王子市明神町3-20-6 八王子ファーストスクエアビル3階 TEL 042(646)2511 FAX 042(646)1970
五反田支店 [担当地域] 品川区・目黒区 〒141-0022 品川区東五反田2-10-2 東五反田スクエアビル4階 TEL 03(5447)8250 FAX 03(3443)1130	渋谷支店 [担当地域] 渋谷区・世田谷区 〒150-0002 渋谷区渋谷3-28-13 渋谷新南口ビル5階 TEL 03(5468)0135 FAX 03(5468)1037	

■担保に棚卸資産が含まれる場合は、住所に関わらず「経営支援課」での取扱いとなります。

- 本リーフレットは制度の概要をお知らせするものであり、全ての手続を示すものではありません。
- 反社会的勢力は信用保証協会を利用できません。
- いわゆる金融斡旋屋等の第三者が介入・介在する保証申込はお取り扱いいたしません。



ホームページ <https://www.cgc-tokyo.or.jp>

ABLのご案内

ABL 流動資産担保融資保証制度のご案内

中小企業の皆さまの資金調達をより強力にバックアップします!

流動資産担保融資保証制度とは

売掛債権や棚卸資産を担保とした借入について、当協会が信用保証を行うことで中小企業の皆さまの資金調達をバックアップする制度です。
本制度は東京都制度融資です。

ご利用のメリット

- ✓ **不動産担保に頼らない資金調達** 不動産担保や第三者保証人によらず、貴社の営業取引等から発生した売掛債権や棚卸資産を担保に、借入ができます。
- ✓ **資金繰りを改善** 取引先からの入金を待たずに、資金調達が可能です。
- ✓ **低保証料率を適用** 保証料率は一律年0.68%です。
- ✓ **借入可能額の拡大** 一般の保証とは別に、2億5千万円を限度としたお借入が可能になります。

担保となる流動資産

売掛債権
国内の事業者(官公庁を含む)に対する売掛債権が対象です。 物品の販売債権だけでなくサービスの提供による売掛債権も対象になります。
具体例 売掛金債権、運送料債権、工事請負代金債権、診療報酬債権 など

※貴社の売掛債権を当協会と金融機関に譲渡していただきますので、取引契約の中に債権譲渡制限特約がある場合は、特約解除等が必要です。

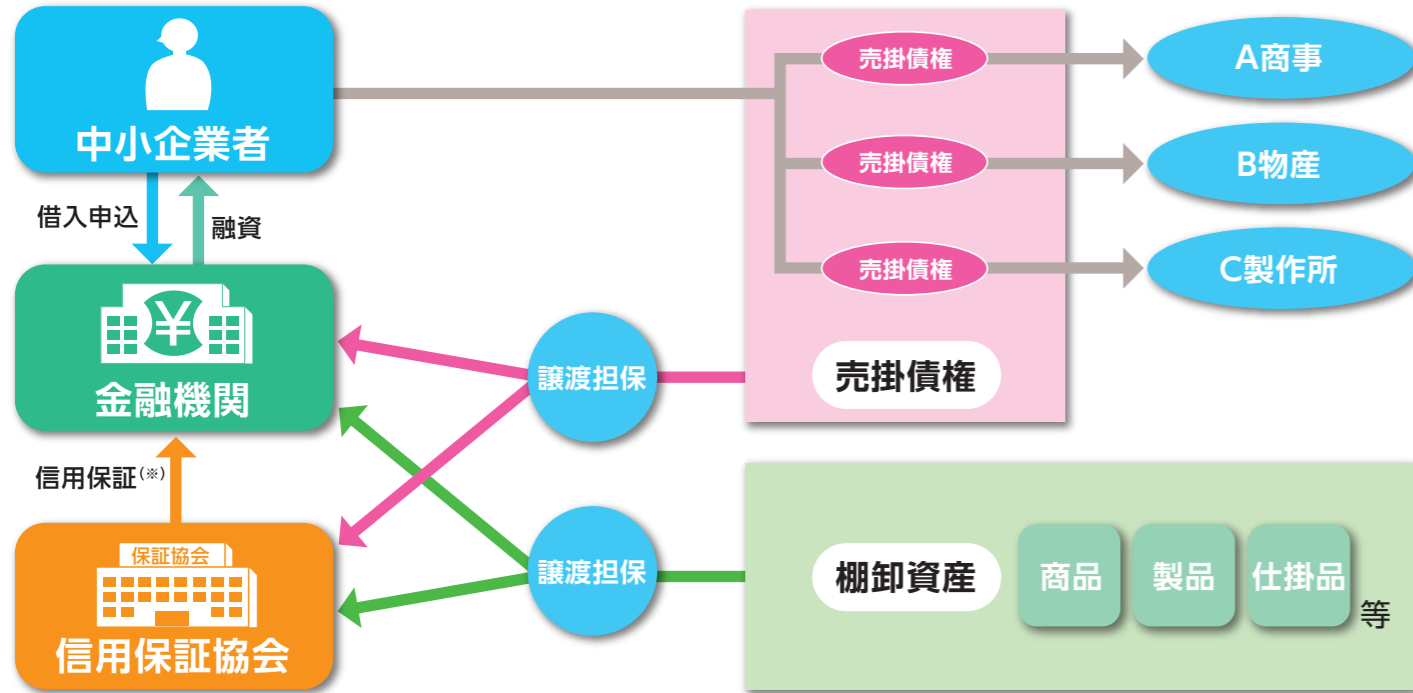
棚卸資産
事業により生じ、決算書に計上される(予定を含む)棚卸資産が対象になります。
具体例 商品仕入による在庫商品、製造業における製品在庫、仕掛品、原材料 など

※担保とする棚卸資産は、動産譲渡登記をすることができるものに限られます。
※棚卸資産を担保とする方は、法人に限られます。

「ABL保証制度」の仕組み

売掛債権や棚卸資産を、金融機関及び当協会に担保として譲渡することで、融資が受けられる制度です。

制度の概略



※当協会の信用保証は借入金債務の80%の部分(割合)保証です。

選べる借入形式(根保証と個別保証)

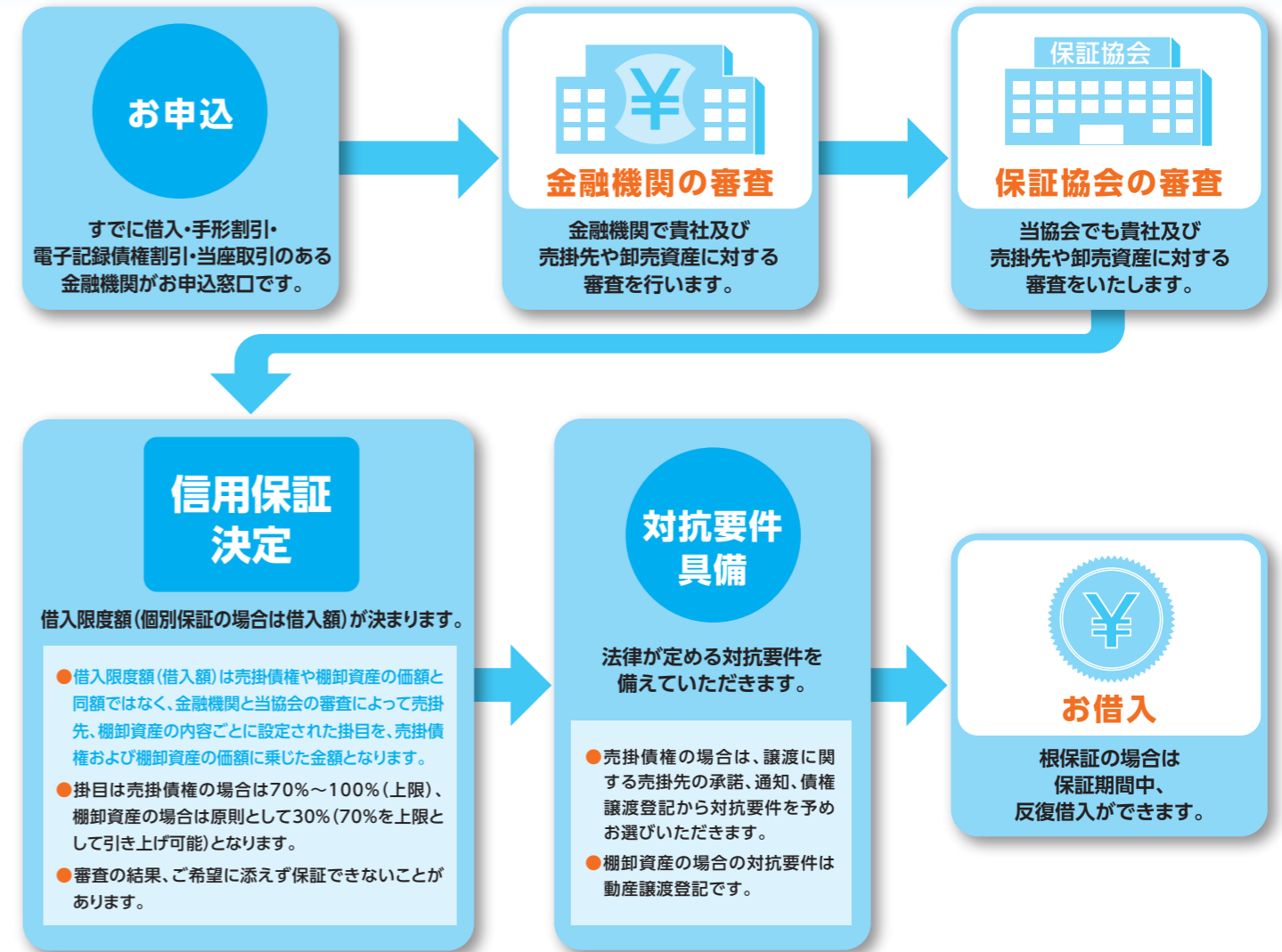
売掛債権を担保とする場合は、借入限度額を定めて反復利用ができる「根保証型」【略称：ABL1】と、個々の取引ごとに保証する「個別保証型」【略称：ABL2】が利用できます。なお、棚卸資産を担保とする場合は、「根保証型」のみの取扱いとなります。

対抗要件について

売掛債権や棚卸資産を担保とするには、保証決定後・借入前に「対抗要件の具備」と呼ばれる、法律(民法または動産債権譲渡登記特例法)が定める手続が必要になります。

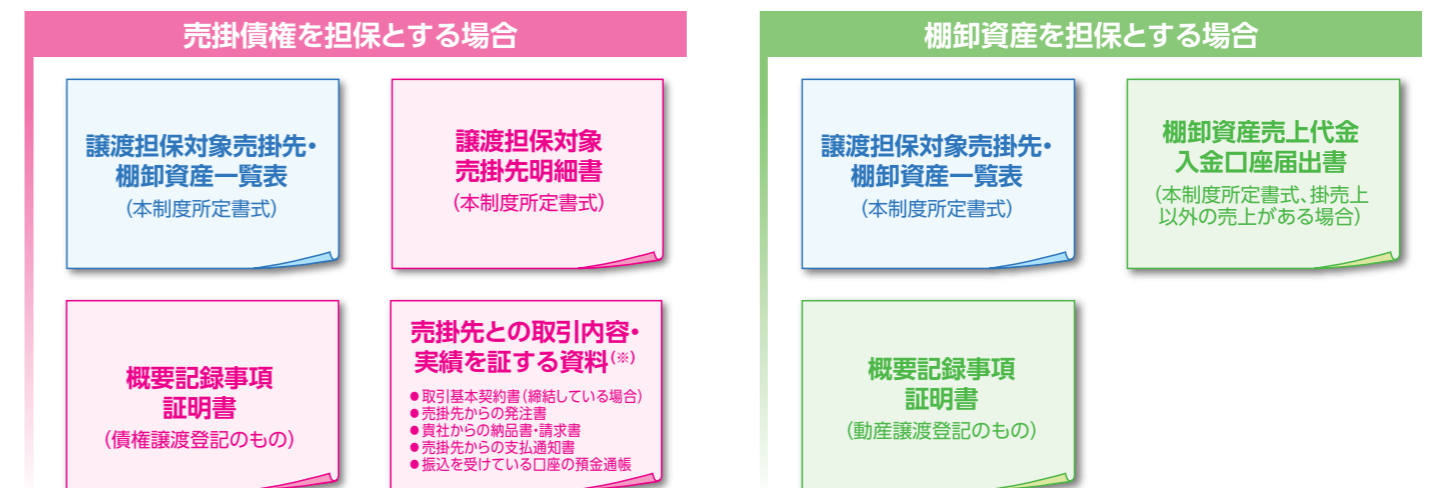
	対抗要件 (売掛債権については売掛先ごとにいずれかを選択)	具体的手続	備考
売掛債権	売掛債権の譲渡に関して売掛先の承諾を得る	売掛先から所定の「承諾書」をもらう	—
	売掛債権を譲渡したことを売掛先に通知する	所定の「通知書」を売掛先に郵送	—
	売掛債権を譲渡したことを法務局に登記する 金融機関が必要と判断した時点で売掛先に通知する	東京法務局(中野)で債権譲渡登記手続	法人の場合に限られます
棚卸資産	棚卸資産を譲渡したことを法務局に登記する	東京法務局(中野)で動産譲渡登記手続	法人の場合に限られます

ご利用の手続



お申込に必要な書類

売掛債権や棚卸資産の内容を確認するために、通常のお申込書類のほかに次のような書類が必要になります。



※売掛債権は不動産のような目に見える担保物ではないため、確認のための各種資料が必要となります。ご面倒ですがご協力をお願いいたします。なお、上記以外にも資料の依頼をさせていただく場合があります。